

令和4年度神奈川 DWAT 登録研修に参加しました。

事務局 災害対策部 山城 諒一郎

2022年7月29日(金)に、開催された令和4年度神奈川 DWAT[※]登録研修に参加しました。神奈川 DWAT は、国が平成30年5月に策定した「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に基づいて、令和2年度に設置された、一般避難所および福祉避難所において活動する神奈川県災害派遣福祉チームです。チーム員の所有している資格・就いている職種は理学療法士以外に、社会福祉士、介護福祉士、保育士、看護師、臨床心理士、生活相談員、介護職員などがあります。

今回の研修では、神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 地域福祉課 岩下 記久氏、群馬県社会福祉協議会 災害福祉支援センター センター長 鈴木 伸明氏の2名の講師により講義をしていただきました。

災害派遣福祉チームが求められた背景や神奈川県における取り組み、神奈川 DWAT の概要などの基本事項をはじめ、演習を含めた避難所におけるニーズの抽出から考察、実際の活動場面の写真を交えた DWAT の活動について中心にお話ししていただきました。特に平成30年7月に発生した岡山県での豪雨災害や、令和元年に発生した長野県での台風19号災害の際の、支援活動の紹介では、派遣前後に必要な情報や把握しておくべき動向、派遣中の具体的な活動内容について解説していただきました。また、支援活動における課題や被災者の意見や要望なども事例を交えて紹介していただき、チーム員として活動するうえで必要な基礎知識を学ぶことができました。

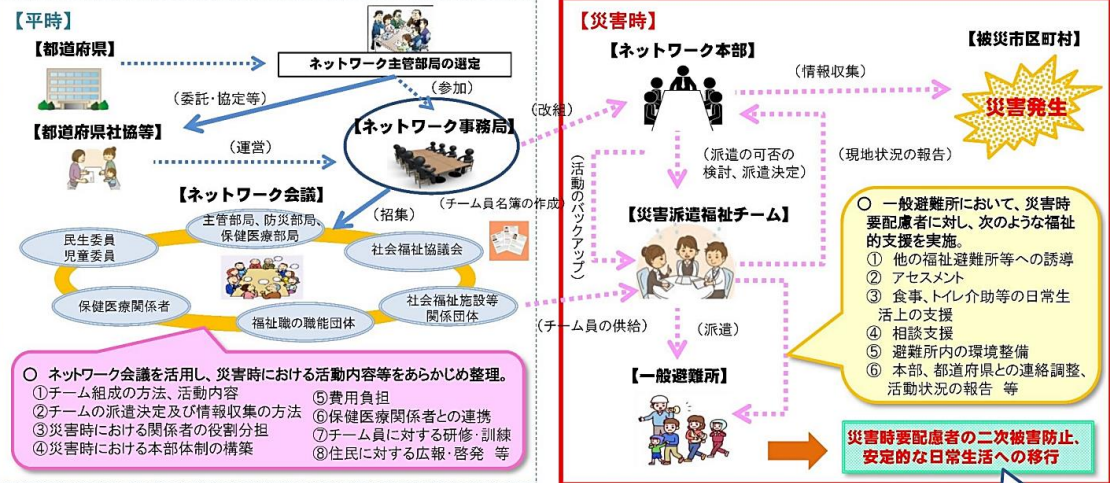
派遣時の活動内容に関して、理学療法士は、災害時における要配慮者(災害時要配慮者)の心身状態の把握、日常生活動作への支援、避難所や福祉避難所の環境調整において活躍が期待されているように感じました。平時より各医療機関や施設、在宅で実施している評価や介助などを応用し、他のチーム員と共有し展開していくことが、生活不活発病(廃用症候群)をはじめとする二次被害の防止につながり、生活再建に向けた被災者の自立支援につながります。

また、災害時要配慮者のスクリーニングおよび避難所から福祉避難所等への広域搬送、相談支援なども必要な活動であるため、今後開催が予定されている DWAT スキルアップ研修にも積極的に参加していきたいと考えています。

※DWAT (Disaster Welfare Assistance Team:災害派遣福祉チーム)

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。



DWATの役割

研修会資料の一部

厚生労働省「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要